

2023年3月10日

受益者の皆様へ

株式会社お金のデザイン

「THEO グロース・AI ファンド（世界の株式中心）」
「THEO グロース・マザーファンド（世界の株式中心）」
「THEO インカム・AI ファンド（世界の債券中心）」
「THEO インカム・マザーファンド（世界の債券中心）」
約款変更のお知らせ

拝啓

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております以下4ファンドについて、下記のとおり約款変更を行うことといたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に関しまして、受益者の皆様のお手続きは不要です。

また、本件変更後、当該ファンドの運用方針および運用プロセスには変更はございません。

1. 対象ファンド

「THEO グロース・AI ファンド（世界の株式中心）」
「THEO グロース・マザーファンド（世界の株式中心）」
「THEO インカム・AI ファンド（世界の債券中心）」
「THEO インカム・マザーファンド（世界の債券中心）」

2. 変更内容・変更理由

- 信託財産留保金の廃止
- ヘッジ目的以外のデリバティブ、為替予約の禁止の文言の追加（マザーファンド）
- 集中投資制限条項の追記

（※詳細については添付新旧対照表をご確認ください。）

【信託財産留保金の廃止】

組入資産を換金する際のコストが低く抑えられており、当該廃止によっても残存受益者に実質的に不利益とならないことが合理的に推察されると判断したことによります。

【ヘッジ目的以外のデリバティブ、為替予約の禁止の文言の追記（マザーファンド）】
実体に合わせた変更を意図しています。

【集中投資制限条項の追記】

法令および一般社団法人投資信託協会規則で必要とされる条項の記載漏れが判明したため、法令適合性の観点から追記することといたしました。

3. 変更日

2023年4月29日

敬具

<本件に関するお問い合わせ>

株式会社お金のデザイン

電話：03-6629-7090<受付時間>営業日の9:30~17:00

新旧対照表

①THEO グロース・AI ファンド（世界の株式中心）

(新)	(旧)
<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第 16 条 (略)</p> <p>③ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>	<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第 16 条 (略)</p> <p>③ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>
<p>(信託の一部解約)</p> <p>第 46 条 (略)</p> <p>③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>	<p>(信託の一部解約)</p> <p>第 46 条 (略)</p> <p>③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.15% の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>

②THEO グロース・マザーファンド（世界の株式中心）

(新)	(旧)
<p>運用の基本方針 2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① 投資信託証券 (ETF) への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p>	<p>運用の基本方針 2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① 投資信託証券 (ETF) への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p>

<p>③ 同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の 50% 以内とします。</p> <p>④ <u>デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</u></p> <p>⑤ <u>外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</u></p>	<p>③ 同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の 50% 以内とします。</p>
<p>（運用の指図範囲等）</p> <p>第 13 条 （略）</p> <p>③ <u>デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。</u></p> <p>④ <u>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></p>	<p>（運用の指図範囲等）</p> <p>第 13 条 （略）</p> <p>③ <u>デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。</u></p>
<p>（先物取引等の運用指図）</p> <p>第 19 条 <u>委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいま</u></p>	<p>（先物取引等の運用指図）</p> <p>第 19 条 <u>委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引</u></p>

<p>す。) ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)</p> <p>② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>	<p>(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。) ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)</p> <p>② 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため</u>、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>③ 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため</u>、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>
<p>(スワップ取引の運用指図)</p> <p>第 20 条 委託者は、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>(略)</p>	<p>(スワップ取引の運用指図)</p> <p>第 20 条 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため</u>、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>(略)</p>
<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)</p> <p>第 21 条 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>(略)</p>	<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)</p> <p>第 21 条 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため</u>、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>(略)</p>

<p>(外国為替予約取引の指図)</p> <p>第 26 条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産について、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。</p>	<p>(外国為替予約取引の指図)</p> <p>第 26 条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産について、<u>当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。</u></p>
<p>(信託の一部解約)</p> <p>第 42 条 (略)</p> <p>③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。</p>	<p>(信託の一部解約)</p> <p>第 42 条 (略)</p> <p>③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から<u>当該基準価額に 0.15%の率を乗じて得た額を一部解約時の信託財産留保額として控除した価額</u>とします。</p>

③THEO インカム・AI ファンド（世界の債券中心）

(新)	(旧)
<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第 16 条 (略)</p> <p>③ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>④ <u>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></p>	<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第 16 条 (略)</p> <p>③ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>
<p>(信託の一部解約)</p> <p>第 46 条 (略)</p> <p>③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。</p>	<p>(信託の一部解約)</p> <p>第 46 条 (略)</p> <p>③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から<u>当該基準価額に 0.1%の率を乗じて得た額を</u></p>

(略)	<p>信託財産留保額として控除した価額とします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
-----	---

④THEO インカム・マザーファンド（世界の債券中心）

(新)	(旧)
<p>運用の基本方針 2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① 投資信託証券（ETF）への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>③ 同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の 50% 以内とします。</p> <p>④ <u>デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</u></p> <p>⑤ <u>外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</u></p>	<p>運用の基本方針 2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① 投資信託証券（ETF）への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>③ 同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の 50% 以内とします。</p>
<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第 13 条 (略)</p> <p>③ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>④ <u>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分</u></p>	<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第 13 条 (略)</p> <p>③ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>

<p><u>の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></p>	
<p>(先物取引等の運用指図) 第 19 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。 ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。 ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>	<p>(先物取引等の運用指図) 第 19 条 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため</u>、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。 ② 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため</u>、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。 ③ 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため</u>、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>
<p>(スワップ取引の運用指図) 第 20 条 委託者は、異なる通貨、異なる受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）</p>	<p>(スワップ取引の運用指図) 第 20 条 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため</u>、異なる通貨、異なる受取り金利または異なる受取り金利と</p>

<p>を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>(略)</p>	<p>その元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>(略)</p>
<p>（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）</p> <p>第 21 条 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>(略)</p>	<p>（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）</p> <p>第 21 条 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>(略)</p>
<p>（外国為替予約取引の指図）</p> <p>第 26 条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産について、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。</p>	<p>（外国為替予約取引の指図）</p> <p>第 26 条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産について、<u>当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。</u></p>
<p>（信託の一部解約）</p> <p>第 42 条 (略)</p> <p>③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。</p>	<p>（信託の一部解約）</p> <p>第 42 条 (略)</p> <p>③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から<u>当該基準価額に 0.1%の率を乗じて得た額を一部解約時の信託財産留保額として控除した価額</u>とします。</p>

以上